

四十五 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>61の3 - 2 <u>削 除</u></p> <p>(農業用の機械及び装置)</p> <p>61の3 - 3</p> <p>(利用権設定等農用地における機械及び装置等の意義)</p> <p>61の3 - 7</p> <p>.....<u>構築物並びに車両及び運搬具</u>.....</p>	<p>(いわゆる変態現物出資による取得)</p> <p>61の3 - 2 <u>措置法第61条の3第1項に規定する出資による取得には、基本通達10 - 7 - 1に定める要件に該当する資産の取得で法第51条第1項の規定の適用を受けるものが含まれるものとする。</u></p> <p>(農業用の機械及び装置)</p> <p>61の3 - 3</p> <p>(注) <u>器具及び備品のうち平成6年3月31日付農林水産省告示第607号別表に掲げるものについては同法第61条の3第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(利用権設定等農用地における機械及び装置等の意義)</p> <p>61の3 - 7</p> <p>.....<u>構築物、車両及び運搬具並びに器具及び備品</u>.....</p>